

I. 本意見の整理の趣旨

1. 審議事項2の位置づけ

本意見の整理は、中央教育審議会生涯学習分科会社会教育の在り方に関する特別部会において、特に審議事項2「社会教育活動の推進方策」に関して集中的に議論された内容を総括し、今後の施策の具体的な方向性を体系的に提示することを目的とする。

審議事項2においては、さまざまな社会教育の「活動そのもの」に焦点を当て、その具体的な在り方と、多様な主体との連携による効果的な推進方策について議論された。これに基づいて確認された現状認識や課題と、答申に向けて深めていくべき主な検討の視点を整理したもの。

2. 社会教育活動の推進に向けた基本的認識

社会教育活動には、地域住民の、開かれたプラットフォームとしての役割が期待される。また、社会教育は、単なる学習機会の提供ではなく、民主主義と住民自治を成立させるための社会的基盤を支えるものであり、ひいては地域全体の「ウェルビーイング（well-being）」の向上に貢献する。社会教育の優位性を最大限に生かし、住民の「自己実現」と「社会貢献」を両立させる活動設計が求められる。今後は、行政分野相互の垣根を越えて地方自治体の諸施策を貫く「基礎」として「社会教育」を位置づけ、共通の目標をもって人づくりや活動づくりを推進することが求められる。

II. 社会教育活動の具体的な推進方策

<現状認識・課題>

1. 地域と学校の連携・協働のさらなる推進方策

- 地域と学校の連携・協働は、「社会に開かれた教育課程」の実現だけでなく、地域コミュニティが抱える課題解決、さらには当事者性をもった住民による持続可能な地域コミュニティ形成につながる意義がある。
- 学校と地域の関係性を、「一方向の支援」（ボランティア）から、共通の目標を持つ「双方向のパートナー」へ移行させることが求められる。
- 推進方策の視点としては、参画意欲を高めるため、「学びの楽しさ」を感じられるような事業の企画や、児童生徒のロールモデルとなる若年層を巻き込む工夫が有意義。

2. 公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策

- 公民館や図書館、博物館などの社会教育施設は、従来の学習提供機能に加えて、現代的な社会課題に対応した「多機能化」が求められている。
- いずれが所管であっても、社会教育主事等の専門性を生かした運営の質の向上を図り、地域の実情や住民ニーズに応じた柔軟な対応を可能とする仕組みづくりが急務である。教育委員会と首長部局による情報共有と連携を密にし、地域全体の学びと交流の推進に貢献することが求められる。

<主な検討の視点>

- 教員の多忙化を背景に、「学校を周囲が支える」という考え方が主流になりつつある現状においては、「学校を核とした地域づくり」から、こども基本法を踏まえて「子供たちを中心に置いた社会（こどもまんなか社会）」をつくることを共通目標とすることが適当ではないか。
- コミュニティ・スクールにおける対話と地域学校協働活動の連携の相乗効果が表れ、地域と学校の信頼関係が構築され、公民館における学習活動と地域学校協働活動への展開など、学校と地域の目標の共有などが図られて、住民の当事者意識が高まり、地域の学校教育と社会教育それぞれが充実していくのではないか。
- 社会教育主事養成課程の一部の科目を教職課程の中に位置付けることで、社会教育を学んだ教員が、地域と学校の協働が求められている学校現場において活躍できるという流れをつくる**ことが重要**である。

- 今後、社会教育施設が外国人を含めた幅広い地域住民に利用され、学びが地域と住民をつなぐためには、例えばショッピングセンターなどの「生活に密接した施設」と複合化し、こうした活動内容が可視化されることも有効ではないか。
- 障害者や外国人のための社会教育施策を推進するに当たっては、例えば社会福祉協議会や国際交流協会と公民館が合同で事業を行い、そこに外国人住民が当事者として参加するなどの方法によって、地域における相互理解の意識を強め、また多文化共生・多様性尊重の文化、風土を醸成することができるのではないか。
- 首長部局側も行政課題解決に向けて、学びを基本に据えた取組をしたいという意識が強まっており、社会教育側は待ちの姿勢ではなく、提案を積極的に投げかけていくことで、新しい多様な事業が生まれるのではないか。こうした協働の学びの場を社会教育側から、とりわけ社会教育主事の仕事としてアプローチしていくべき。

3. 青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策

- 青少年教育を取り巻く様々な環境が縮小傾向にある中で、**デジタル環境が進化する今だからこそ、改めて「体験活動は人づくりの“原点”」であるとの認識を再確認し、青少年に対してリアルな体験を意図的・計画的・継続的に提供する体制を全国的に備えることが重要である。**
- 今後の**青少年教育施設**は、単なる「場の提供」にとどまらず、地域や社会と連動しながら**体験活動を創出・支援す機能**が求められる。そのため、**様々な主体との連携・協働や民間事業者のノウハウを生かした運営委託や共同事業により、柔軟で創意工夫に富んだ運営が必要となる。**

4. 地域コミュニティに関する多様な主体との連携・振興方策

- 総合的なまちづくりの推進を図るうえで、地域コミュニティにおける多様な分野の連携を実効的なものとするためには、**教育委員会と首長部局の垣根を越えた人づくりや活動づくりの仕組みを構築し、社会教育人材の横断的な活躍を推進することが極めて重要**となる。
- 社会教育行政は、**NPOの専門性**や行政サービスでは十分に行き届いていない分野についても**きめ細かい取組みを実践している特性を尊重し、これまで以上に連携を強化し、対等な協働関係を築く必要がある。**

5. 共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策

- 共生社会の実現に向けた生涯学習に関する事業は、多くの自治体で取組が**なかなか進展していないのが現状**である。これらの事業推進における課題としては、**人材不足に関する理由が上位**を占めており、活動の担い手そのものが不足している現状が浮き彫りとなっている。
- 社会教育の「場」「機会」を**多様な人々に開放し、参加者同士が対話を通じて相互理解を深める機会を増やすこと**が、**共生の精神を涵養**する上で最も重要である。

- 社会教育人材が青少年教育に活用できる様々な施設や資源を連携させる役割を担うことで、地域による体験格差の縮小など、さらなる有効活用につながるのではないかと。
- これからの**青少年教育施設の在り方**を考えるにあたっては、施設を維持・存続させるために**利用者に提供する価値を適切に評価**することも含めて検討することが必要ではないかと。
- 青少年教育施設は、予め作成したプログラムのみを提供するのみではなく、利便性、快適性、安全性の観点も踏まえつつも、自発的な活動から学びを得る体験を青少年に提供することが重要な役割ではないかと。
- 中央教育審議会では、平成25年1月の答申以降、青少年の体験活動を中心とした議論がなされていないことから、その後の社会情勢等の変化も踏まえて青少年教育が未来に向けてどのようなべきかについて、いま、**あらためて中央教育審議会の場で議論を深める必要がある**のではないかと。

- NPOによる社会教育活動**は、民主的で持続可能な社会の創り手を育成する土台としての役割を担うという観点からも、**行政として財源・人材などの資源を計画的に調達し、その活動が持続可能なものとなるよう取組むべきではないか。**
- 民間企業や大学が持つ専門性は地域コミュニティやNPOが行う課題解決にも大きな価値をもたらすものと考えられる。**企業における人材育成や、大学における地域連携を担当する者が社会教育士の称号を取得することで、社会教育の視点を持って地域と共に学ぶことが促進される**のではないかと。
- 大学はその所在する地域と、所属する研究者が各自の研究において活動する地域、という接点があり、その両方を活用するためにも社会教育人材のネットワークが有効ではないか。**
- PTA・子ども会等の団体は、子供を起点とした民主的学習の場として再定義し、アップデートすることで、若者世代にも開かれた生涯学習のコミュニティへと進化しうるのでないか。**

- 外国人を含めた社会教育について考える際に、**まずは日本人に対して、外国の文化や言葉について理解を深めるよう、社会教育の中で働きかけていくことが重要。**
- 外国人を含むマイノリティの人々が社会に包摂され、地域にどのように溶け込んでいくのかは非常に大事な問題。**昨今、子供の貧困、特に子供たちの間に体験格差が広がっており、格差解消に向けた社会教育の取組が行われているが、**外国人を含む情報弱者には情報が届きにくく孤立してしまう状況**があるため、その観点も含めた社会教育の在り方考えるべき。
- 社会教育の役割は、**障害者や外国人など、困難を抱えやすい人々が意見を表明できる環境を作り出す**とともに、その意見を社会教育人材や地域の人々の協力を通じて広く流通させたり、対話を通じて公的な意思として提示したりすることにより、**社会参加とその過程における学びを促すことではないか。**

Ⅲ. 答申に向けて

- 今後の社会教育活動を推進するためには、**「人」「場」「ネットワーク」という3つの要素を三位一体で強化していくことが必要。**これらの活動の推進により、地域コミュニティにおける**「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環が後押しされ、社会全体の「ウェルビーイング (well-being)」の向上に貢献する。**
- 審議事項3「国・地方公共団体における社会教育推進体制等の在り方」の検討に当たっての審議事項2からの接続事項としては、以下の3点が挙げられる。
 - 社会教育は、**民主主義と住民自治を成立させるための社会的基盤**であり、地域全体の**「ウェルビーイング (well-being)」の向上に貢献する**という観点。
 - 対処療法的な改善策ではなく、**課題を未然に防ぎながら、社会教育を通じて持続可能な社会の実現を目指す**という観点。
 - これからの社会教育の推進方策**は、現行制度下で積み上げられてきた**取組の価値を引き継ぐ**とともに、それらを**再構築・発展させていく**ものであるという観点。